

III 環境部門

【担当部】

・地域政策部・産業経済部
・市民生活部・都市建設部

1 特性を活かした景観形成の推進

主要施策	目標設定	事業数
① 景観計画、条例の施行		1
② 景観づくりの推進	○	2
③ 自然景観保全の推進		1

2 環境保全と快適な住環境づくりの推進

主要施策	目標設定	事業数
① 市民による美化活動の推進		1
② 環境教育活動の推進	○	2
③ 生活関連施設整備の推進		2
④ 動物愛護の推進		2

3 地球温暖化対策の推進

主要施策	目標設定	事業数
① 再生可能エネルギーの導入促進		2
② エコライフスタイルの推進	○	1

4 循環型社会の構築

主要施策	目標設定	事業数
① 4つの「R（アール）」によるごみの減量化の推進	○	2
② 廃棄物の適正な処理の推進		2

1 特性を活かした景観形成の推進

(1) 現状と課題

- 本市は、豊かな自然、古くから地域が持ち得てきた歴史と文化等、先人から引き継いできた多様性のある優れた景観資源を有しています。
- これらの景観資源を守り、育て、創造し次の世代に伝える必要があります。
- そのためには、市民、事業者、市民団体、行政等が共通の認識に立ち、連携と協働による景観づくりを推進する必要があります。

(2) 基本方針

- 景観法に基づく浜田市景観計画や条例を制定し、一定規模以上の建築、工作物の新築、増改築や開発行為等の届出により、良好な景観形成を誘導します。
- 本市の良好な景観を形成する公共施設の整備や維持管理を行うとともに、情報発信や普及啓発活動等を通じて、市民、事業者、市民団体、行政等が連携した協働による景観づくりを推進します。
- 市民の心に安らぎと潤いを与える緑豊かな景観づくりを推進するため、市民の景観づくり意識の醸成を図るとともに、市民との協働による自然景観の保全や緑や花があふれるまちづくりを進めます。

(3) 主要施策

① 景観計画、条例の施行

市全域を景観区域とし、更に代表する優れた景観や眺望を有する地区、良好な景観を創っていく地区、地域住民の意識やまちづくりの機運が高い地区を重点地区として指定し、良好な景観の形成の促進を図ります。

〈主な事業〉

- 景観計画、条例の施行

② 景観づくりの推進

景観計画の重点地区等において、景観形成住民協定、景観協定等を締結する地区を中心に景観形成の支援を行い、景観づくりの推進を図ります。

また、空き家については、景観保全と危険防止の観点から、所有者等に対して適正な管理に務め、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう啓発します。

都市計画の用途地域内において、公道沿いに緑や花があふれる景観づくりを推進します。

〈主な事業〉

- 景観づくり事業
- 緑と花の沿道推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
緑と花の沿道推進事業実施件数	平成26年度	平成33年度	事業に取り組んだ累積実施件数
	89件	124件	

③ 自然景観保全の推進

「日本の棚田百選」に選定されている棚田などの農地や里山集落、海岸線など、自然豊かな景観の保全に努め、集落美化活動、道路・河川愛護活動、遊休地や山林の植栽活動を推進します。

〈主な事業〉

- 棚田等農地保全整備事業

2 環境保全と快適な住環境づくりの推進

(1) 現状と課題

- 先人によって守られてきた豊かな自然環境を後世に引き継ぎ、また快適な住環境を確保するためには、市民一人ひとりが環境保全・美化に対する意識を高め、行政、市民、事業者、関係団体等が協働した取組みが求められています。
- 浜田浄苑や火葬場等の生活関連施設は、老朽化が進んでいることから、長寿命化や統廃合等の対策を講ずる必要があります。
- 少子高齢化や核家族化の進展に伴い、犬猫等のペットを飼養する家庭が増加する一方で、鳴き声や糞尿放置、放し飼いなどによるトラブルの事例も発生しています。

(2) 基本方針

- 市民による美化活動が自発的に行われるよう、情報発信や啓発・教育活動に取り組み、地域や関係機関等と連携を深めて環境の保全・保護に努めます。
- 身近な住環境の快適性を確保するため、生活関連施設を整備するとともに、市民の自発的な環境美化活動を支援します。

(3) 主要施策

① 市民による美化活動の推進

快適な住環境を確保するため、地域のサークルや団体によるボランティア活動を支援し、市民の美化活動推進に取り組みます。

〈主な事業〉

- 環境アダプトプログラム推進事業

② 環境教育活動の推進

環境清掃指導員の育成研修会や公民館、学校等での環境に関する出前講座を開催します。

〈主な事業〉

- 環境リーダー研修事業
- 環境出前講座の開催

目標	現状値	目標値	目標の説明
環境出前講座の開催回数	平成26年度	平成33年度	出前講座の通算開催回数
	0回	30回	

③ 生活関連施設整備の推進

浜田浄苑は平成9年2月の供用開始から18年が経過し、機械設備等の耐用年数が経過しているため、施設の長寿命化に取り組みます。

また、市内4箇所を設置している火葬場については、老朽化に伴い順次統廃合を進めます。

〈主な事業〉

- 浜田浄苑環境整備事業
- 三隅火葬場増改築事業

④ 動物愛護の推進

動物の愛護や遺棄防止、無責任な餌やりの制限等についての普及啓発に努めます。

また、犬の飼養者等に対する狂犬病予防注射や飼い方教室等の実施に取り組みます。

〈主な事業〉

- 狂犬病予防対策事業
- 犬の飼い方教室の実施

3 地球温暖化対策の推進

(1) 現状と課題

- 二酸化炭素の排出や森林の伐採等により、地球温暖化は進行し、海面上昇や異常気象を招くなど、今なお全世界的な問題としてその対策が求められています。
このため、自然エネルギーの利用や省エネルギー推進のために、個人や家庭、市民団体・グループ、事業所等における足元からの活動が不可欠となっています。
- 公共施設に太陽光発電システムやバイオマス発電設備を整備するなどの取組みを行ってきましたが、引き続き、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に取り組む必要があります。

(2) 基本方針

市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、地球環境にやさしく、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指して、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に努めます。

(3) 主要施策

① 再生可能エネルギーの導入促進

住宅用太陽光発電システムの設置支援をはじめ、化石燃料に代わる太陽光、風力、バイオマス等の、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入に向けた支援や施設整備を進めます。

〈主な事業〉

- 住宅用太陽光発電システム設置補助
- 公共施設等における再生可能エネルギー設備導入

② エコライフスタイルの推進

国の新たな二酸化炭素削減目標等を踏まえた活動をエコライフ推進隊と協働で取組み、市民への有用な情報も広く発信し、啓発していきます。

〈主な事業〉

- もったいない推進事業

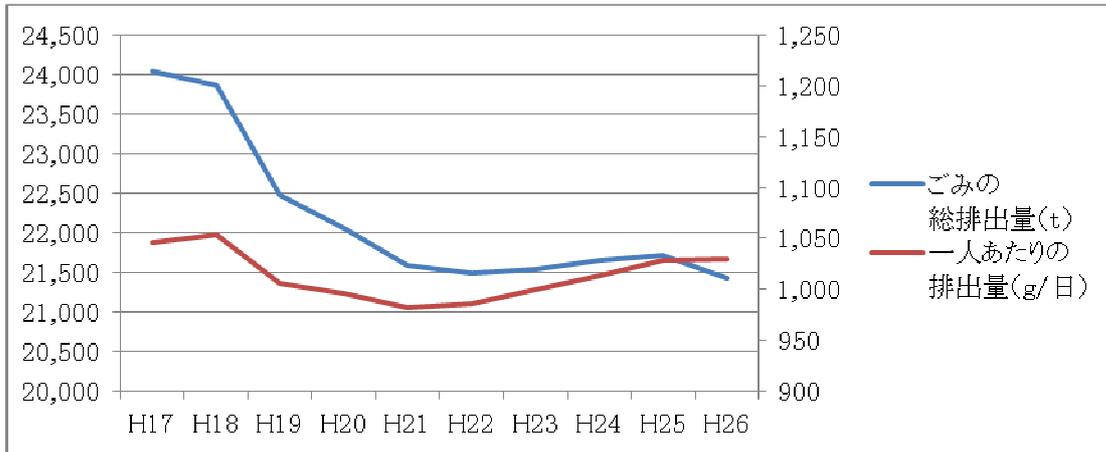
目標	現状値	目標値	目標の説明
エコライフ推進隊の会員数	平成26年度	平成33年度	エコライフ推進隊の会員数
	143人	180人	

4 循環型社会の構築

(1) 現状と課題

- 国においては、平成12年の循環型社会形成推進基本法を制定以降、処理・処分を中心としたシステムから、ごみの減量と、有効利用を図ることにより環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築を目指しています。
- 市民や事業者の意識の醸成を図りながら、ごみの排出抑制や減量化、資源化を積極的に進めていますが、市民一人あたりのごみ排出量は増加傾向にあり、引き続き深化した取組みが求められています。
- 平成23年度から不燃ごみの被覆型埋立処分場の供用を開始しましたが、廃プラスチックの処分方法や高齢者にとって分かり易いごみの分別収集も含め、その延命のための対策を研究する必要があります。

ごみの総排出量と一人あたり一日平均排出量の推移



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
ごみの総排出量(t)	24,047	23,873	22,475	22,050	21,580	21,488	21,536	21,659	21,709	21,427
一人あたりの排出量(g)	1,046	1,054	1,006	996	982	986	999	1,014	1,029	1,030

(2) 基本方針

地域で循環型社会を構築するため、ごみの減量化や資源化に関する意識啓発に努め、資源を有効活用する地域循環システムの形成を目指します。

(3) 主要施策

① 4つの「R(アール)」によるごみの減量化の推進

ごみを減らす「4R」に取り組み、環境にやさしい、無駄のない暮らしを目指すため、市民の自主的な取組みが広がるように各種啓発活動や情報提供等を行います。

〈主な事業〉

- マイバッグ持参運動の推進
- 生ごみ処理機購入費の助成

- ◎**Refuse**（リフューズ）：ごみになるものは断る
 買い物にはマイバッグを持って、過剰包装を断ります。
- ◎**Reduce**（リデュース）：ごみを減らす
 シャンプー等は、詰め替え用で補充します。
- ◎**Reuse**（リユース）：繰り返し使用する
 （何度でも洗って使える）リターナブル容器に入ったものを選びます。
- ◎**Recycle**（リサイクル）：再生して利用する
 廃食用油、古着・古布等の拠点回収リサイクル事業を利用します。

目標	現状値	目標値	目標の説明
ごみのリサイクル率	平成26年度	平成33年度	$\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量}}{\text{総ごみ排出量}} \times 100$
	23.7%	24.6%	
市民一人あたりのごみ排出量	平成26年度	平成33年度	$\frac{\text{総ごみ排出量}}{\text{本市人口}} \div 365 \text{日}$
	1,004 g	967 g	

② 廃棄物の適正な処理の推進

ごみの飛散がない環境配慮型の被覆型埋立処分場を有効に利用し、環境への負荷の少ない適正なごみ処理を行います。さらに、ごみ焼却の過程で出るスラグの再利用に努めるとともに、廃プラスチックの焼却による埋立処分場の延命化を目指します。

また、後を絶たない不法投棄については、防止のための環境パトロールの強化や監視カメラの設置、意識啓発に努めます。

〈主な事業〉

- ごみ処理対策事業
- 不法投棄ごみゼロ運動